

翌年以後に繰り越される純損失等がある方で分離課税の先物取引に係る雑所得がある場合

※ この記載例の申告書は、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」で作成したものです。

○ 記載手順については、「[平成 29 年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 損失申告用](#)」の 5 ページを参照してください。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから、黒いインクのボールペンで、強く記入します。
- ◎ 2 枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2 枚目は取り外してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1 億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①
縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

記入例②

記入例③

翌年以後に繰り越される純損失等があり、分離課税の先物取引に係る雑所得がある方の記載例

【第四表（一）】

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（損失申告用）

F A 0 0 5 4

住所 （支所、 支店、 事務所、 居宅など）	〇〇市△△町X-X X-X-X	フリガナ 氏 名	コクセイ タロウ 国税 太郎
整理 番号		一連 番号	

第四表（一）

（平成二十八年分以降用）

1 損失額又は所得金額

A 経 常 所 得（申告書B第一表の①から⑦までの合計額）							⑤9	△ 1,406,973		
所得の種類			区分等	所得の生ずる場所	④ 収 入 金 額	⑤ 必要経費等	⑥ 差 引 金 額 （④－⑤）	⑦ 特別控除額	⑧ 損失額又は所得金額	
B	譲 渡 期	短期	分離 譲渡		円	円	⑨	円	⑩	円
		長期	総合 譲渡				⑪	円	⑫	
		短期	分離 譲渡		円	円	⑬		⑭	
		長期	総合 譲渡				⑮	円	⑯	
	一 時								⑰	
C	山 林				円				⑱	
D	退 職					円	円		⑲	
E	一般株式等 の 譲 渡								⑳	
	上場株式等 の 譲 渡								㉑	
	上場株式等 の 配 当 等					円	円		㉒	
F	先物取引				3,220,000				㉓	2,691,880
								特例適用条文		

2 損益の通算

所得の種類	① 通算前	② 第1次通算後	③ 第2次通算後	④ 第3次通算後	⑤ 損失額又は所得金額
A 経常所得	⑤9 △ 1,406,973	⑥0 △ 1,406,973	⑥1 △ 1,406,973	⑥2 △ 1,406,973	⑥3 △ 1,406,973
B 譲渡所得	⑥4 総合譲渡	1 次 通算	2 次 通算	3 次 通算	
	⑥5 分離譲渡（特定損失額）				
	⑥6 総合譲渡				
	⑥7 一時				
C 山林	⑥8	⑥9			㉔
D 退職					
損失額又は所得金額の合計額					㉕ △ 1,406,973

【ご注意】

- ◎ 申告書第四表（損失申告用）を提出する方は、第四表（一）と第四表（二）とともに、申告書B第一表及び第二表も必ず一緒に提出してください。

【第四表（二）】

平成 29 年分の 所得 税 及 び 復興 特別 所得 税 の 確定 申告 書 (損失 申告 用) F A 0 0 5 9

3 翌年以後に繰り越す損失額

整理 番号	一連 番号
----------	----------

青色申告者の損失の金額					72	△	1,406,973	円
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					73			
変動所得の損失額					74			
被災 資産 の 損失 用 額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	(A) 損害金額	(B) 保険金などで補填される金額	(C) 差引損失額 (A-B)	
	山林以外	営業等・農業		・ ・	円	円	75	円
	山林以外	不動産		・ ・			76	
	山林			・ ・			77	
山林所得に係る被災事業用資産の損失額					78			円
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額					79			

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損 失 の 種 類	(A) 前年分までに引ききれなかった損失額	(B) 本年分で差し引く損失額	(C) 繰越損失額を差し引いた後の損失額 (A-B)
A 26 年 (3 年前)	純	山林以外の所得の損失	円	円
	損	26 年が青色の場合		
		山林所得の損失		
	失	26 年が白色の場合		
		被災事業用 山林以外 資産の損失 山 林		
	雑	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		
B 27 年 (2 年前)	純	山林以外の所得の損失		
	損	27 年が青色の場合		
		山林所得の損失		
	失	27 年が白色の場合		
		被災事業用 山林以外 資産の損失 山 林		
	雑	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		
C 28 年 (前 年)	純	山林以外の所得の損失		
	損	28 年が青色の場合		
		山林所得の損失		
	失	28 年が白色の場合		
		被災事業用 山林以外 資産の損失 山 林		
	雑	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額		80	円	
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額		81	円	
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額		82	円	

雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額 83 2,691,880 円

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

84	円
----	---

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額

85	円
----	---

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額

86	円
----	---

資産	整理欄
----	-----

【ご注意】

◎ 申告書第四表（損失申告用）を提出する方は、第四表（一）と第四表（二）とともに、申告書B第一表及び第二表も必ず一緒に提出してください。

第四表（二）
（平成二十八年分以降用）
○ 第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

（参考）【青色申告決算書（一般用）】

※ この記載例の決算書は、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」で作成したものです。

FA0203

平成29年分所得税青色申告決算書（一般用）

住 所	〇〇市△△町X-X-X-X	フリガナ氏 名	コクセイ タロウ	氏 名	国 税 太 郎
事業所所在地	〇〇市XX町X-X-X	電 話 番 号	(自 宅)	氏 名	(事業所)
業種名	〇〇業	店 号	〇〇商店	加入団体名	〇〇青色申告会

平成30年 2月16日

損 益 計 算 書 (自 1月 1 日至 12月 31 日)

提出用 (平成二十五年分以降以降用)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
	売上(収入)金額 (雑収入を含む)	① 3 3 0 8 2 4 0 0	消 耗 品 費 ①	1 5 0 0 1 2	貸 倒 引 当 金 ⑤	9 8 3 6 3
	販 売 品 ②	5 0 6 7 5 0 8	減 価 償 却 費 ③	9 2 4 2 6 5		
	仕入金額(製品)④	2 3 8 6 4 9 0 0	福 利 厚 生 費 ⑥	1 0 8 9 8 8		
	小 計(②-④)⑦	2 8 9 3 2 4 0 8	給 料 賃 金 ②③	3 5 5 2 0 0 0	計 ①⑤	9 8 3 6 3
	販 売 品 ②	6 1 0 0 0 0 8	外 注 工 賃 ②		専 従 者 給 与 ⑤	1 2 0 0 0 0 0
	差引原価(④-②)⑧	2 2 8 3 2 4 0 0	利 子 割 引 料 ②	1 9 9 9 0 8	貸 倒 引 当 金 ⑤	1 5 8 7 7 1
	差 引 金 額 (①-⑧)⑨	1 0 2 5 0 0 0 0	地 代 家 賃 ②	4 1 3 2 0 0 0		
			貸 倒 金 ②		計 ①⑤	1 3 5 8 7 7 1
	租 税 公 課 ⑩	1 3 9 0 0 0			青色申告特別控除の所得金額 (⑨-⑩-⑪-⑫)	- 1 4 0 6 9 7 3
	荷 造 運 賃 ⑩	7 8 2 2 5			青色申告特別控除額 ⑬	0
	水 道 光 熱 費 ⑩	1 9 4 7 7 5			所 得 金 額 (⑨-⑩-⑪)	- 1 4 0 6 9 7 3
	旅 費 交 通 費 ⑩	8 0 6 0 0				
	通 信 費 ⑩	1 3 6 9 0 9				
	広 告 宣 伝 費 ⑩	1 1 8 7 0 0	雑 費 ⑪	3 0 0 0 9 2		
	接 待 交 際 費 ⑩	1 5 6 0 9 1	計 ⑪	1 0 3 9 6 5 6 5		
	損 害 保 険 料 ⑩	4 2 2 0 0	差 引 金 額 (⑨-⑪)⑫	- 1 4 6 5 6 5		
	修 繕 費 ⑩	8 2 8 0 0				

【ご注意】

- ◎ 給与所得者や公的年金等の雑所得のある方は、支払者から受領した「給与所得の源泉徴収票（原本）」や「公的年金等の源泉徴収票（原本）」を添付書類台紙に貼って提出しなければなりません。
- ◎ 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている方は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「青色申告決算書」や「収支内訳書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。

（参考）【先物取引に係る雑所得等の金額の明細書】

※ この記載例の明細書は、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」で作成したものです。

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書

（この明細書は、先物取引に係る事業所得や譲渡所得、雑所得について確定申告する場合に使用します。なお、これのうち2以上の所得があるときは、所得の区分ごとにこの明細書を作成します。詳しくは、「先物取引に係る雑所得等の説明書」を参照してください。）

いずれか当てはまるものを○で囲んでください。

→ 事業所得用
→ 譲渡所得用
→ 雑所得用

（平成 29 年分）

氏 名 国税 太郎

		①	②	③	合 計 (①から③までの計)
取 引 の 内 容	種 類	〇〇〇	△△△	×××	
	決 済 年 月 日	29・3・4	29・10・11	29・12・5	
	数 量	枚 40	枚 10	枚 30	
	決 済 の 方 法	仕切	仕切	仕切	
総 取 入 金 額	差金等決済に係る利益又は損失の額	① 2,620,000	② -300,000	③ 900,000	3,220,000
	譲渡による収入金額（※）	④			
	その他の収入	⑤			
	計 (①+③)又は(②+⑤)	⑥ 2,620,000	⑦ -300,000	⑧ 900,000	3,220,000
必 要 経 費 等	手数料等	⑨ 166,000	⑩ 83,000	⑪ 240,000	489,000
	⑫に係る取得費	⑬			
	消費税等	⑭ 13,280	⑮ 6,640	⑯ 19,200	39,120
	⑰	⑱			
	⑲	⑳			
	小計 (⑰から⑲までの計)	㉑ 13,280	㉒ 6,640	㉓ 19,200	39,120
計 (⑬+⑭)又は(⑬+⑱+㉑)	㉔ 179,280	㉕ 89,640	㉖ 259,200	528,120	
所 得 金 額 (⑥-㉔)		㉗ 2,440,720	㉘ -389,640	㉙ 640,800	2,691,880

（※）カバードワラント（金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で一定のものをいいます。）の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。

◎ ①、④及び⑥欄は金額が赤字のときは、赤字き（△印）してください。

◎ ①から③の各欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。

◎ ㉑本年の⑥欄の合計額が赤字のときにその赤字を翌年以降に繰り越す場合や、㉑本年の⑥欄の合計額が黒字のときに前年から繰り越された赤字を本年の黒字から差し引くときには、「平成 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書付表（先物取引に係る繰越損失）」又は「平成 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書付表（先物取引に係る繰越損失）」（東日本大震災の被災者の方用）」も併せて作成してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

申告書第三表（分離課税用）は「収入金額」欄の①(申告書第四表（損失申告用）は「1 損失額又は所得金額」欄のFの①(収入金額)に転記してください。

黒字の場合は、申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の⑥(申告書第四表（損失申告用）は「1 損失額又は所得金額」欄のFの⑦)にそのまま転記し、赤字の場合は、申告書第三表（分離課税用）の「所得金額」欄の⑥(申告書第四表（損失申告用）は「1 損失額又は所得金額」欄のFの⑦)に「0」と書いてください。

(参考)【土地建物等に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、分離課税の上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等の税額の計算】

この用紙は「平成 29 年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 損失申告用」の 15 ページに掲載しています。

Ⅵ 土地建物等に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、分離課税の上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等の税額の計算

土地建物等に係る課税譲渡所得の金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額が黒字の場合には、次により税額を計算し、Xの(7)欄の金額を申告書B第一表の「税金の計算」の「上の②」に対する税額又は第三表の⑥⑦欄に転記します。

税 金 の 計 算									
A	所得から差し引かれる金額	(申告書B第一表の金額を転記します。)	S	H	-	M	の (3)		円
B	⑤ 欄の金額	2,001,720	T	I	-	N			円
C	分離課税の譲渡所得の特別控除額 (※1)		U	J	-	O		2,691,880	円
D	B - C - A (赤字のときは0)	690,160	V	(1) E、F、G、H、I、Jから差し引くことができるAの金額 ((P+Q+R+S+T+U)-D)					2,001,720 円
E	⑥ 欄の金額			(2) Vの(1)のうちPから差し引く金額					※7 円
F	⑥ 欄の金額 (赤字のときは0)			(3) Vの(1)のうちQから差し引く金額					※8 円
G	⑥ 欄の金額 (赤字のときは0)			(4) Vの(1)のうちRから差し引く金額					※8 円
H	⑥ 欄の金額 (赤字のときは0)			(5) Vの(1)のうちSから差し引く金額					※8 円
I	⑥ 欄の金額			(6) Vの(1)のうちTから差し引く金額					※8 円
J	⑦ 欄の金額	2,691,880		(7) Vの(1)のうちUから差し引く金額					※8 2,001,720 円
K	(1) EとFから差し引くことができる損失の金額 (※2)		W	(1) 分離短期の譲渡 (P-Vの(2))					,000円
	(2) Kの(1)のうちEから差し引く金額	※3 円		(2) 分離長期の譲渡 (Q-Vの(3))					,000円
	(3) Kの(1)のうちFから差し引く金額	※4 円		(3) 一般株式等の譲渡 (R-Vの(4))					,000円
L	(1) EとFから差し引くことができる特別控除額 (Cの金額)			(4) 上場株式等の譲渡 (S-Vの(5))					,000円
	(2) Lの(1)のうちEから差し引く特別控除額			(5) 分離上場株式等の配当等 (T-Vの(6))					,000円
	(3) Lの(1)のうちFから差し引く特別控除額			(6) 先物取引 (U-Vの(7))					690 ,000円
M	(1) GとHから差し引くことができる損失の金額 (⑥ 欄の金額)		X	(1) Wの(1)対応分 (Wの(1)×※9)					円
	(2) Mの(1)のうちGから差し引く金額	※5 円		(2) Wの(2)対応分 (Wの(2)×※10)					円
	(3) Mの(1)のうちHから差し引く金額	※6 円		(3) Wの(3)対応分 (Wの(3)×0.15)					円
N	Iから差し引くことができる損失の金額 (⑥ 欄の金額)			(4) Wの(4)対応分 (Wの(4)×0.15)					円
O	Jから差し引くことができる損失の金額 (⑥ 欄の金額)			(5) Wの(5)対応分 (Wの(5)×0.15)					円
P	E - K の (2) - L の (2)			(6) Wの(6)対応分 (Wの(6)×0.15)					103,500 円
Q	F - K の (3) - L の (3)			(7) 税 額 の 合 計 (Xの(1)~Xの(6)の合計)					(申告書B第一表の金額に) 転記します。 103,500 円
R	G - M の (2)								103,500 円

- ※1 EとFの金額から差し引く特別控除額の合計額を記入します。
※2 EとFの金額から差し引く前年から繰り越された居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額若しくは雑損失の金額又はその合計額を記入します。
※3 Eの金額から差し引くKの(1)の金額を記入します(Eの金額を限度とします。)
※4 (Kの(1)-Kの(2))の金額とFの金額のいずれか少ない方の金額を記入します。
※5 Gの金額から差し引くMの(1)の金額を記入します(Gの金額を限度とします。)
※6 (Mの(1)-Mの(2))の金額とHの金額のいずれか少ない方の金額を記入します。
※7 Pの金額から差し引くVの(1)の金額を記入します(Pの金額を限度とします。)
※8 Q、R、S、T、Uの金額のうち適用される所得税の税率の高いものから順次Vの(1)(Vの(2)の金額を除きます。)を差し引く金額を記入します(それぞれQ、R、S、T、Uの金額を限度とします。)
※9 一般分・軽減分の区分に応じた所得税の税率により求めた税額を記載してください。
※10 一般分・特定分・軽減分の区分に応じた所得税の税率により求めた税額を記載してください。